

「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について」（「事務ガイドライン」）

現 行	改 正 後
<p>第2部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">2-6 投資信託財産運用報告書の記載要領</div> <p>(略)</p> <p>(3) 株式につき、銘柄ごとに、前期末、当期末現在における株数及び当期末現在における時価総額並びに当該投資信託財産の計算期間中における株式の売買総数及び売買総額</p> <p>① 株式には新株引受権証券を含むこと。この場合において、「株数」とあるのは「口数」と読み替える。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 銘柄別に記載されていること。 なお、国内株式（新株引受権証券を除く。）については、業種別に記載し、当期末の国内株式時価総額に対する業種別の比率があわせて記載されていること。</p> <p>④ 当期末の国内株式時価総額及び国内新株引受権証券時価総額については、投資信託財産純資産総額に対するそれぞれの比率が記載されていること。</p> <p>⑤ 当期末の外国株式時価総額及び外国新株引受権証券時価総額については、投資信託財産純資産総額に対するそれぞれの比率が記載されていること。</p> <p>⑥～⑦ (略)</p> <p>(4) 公社債につき、種類及び銘柄ごとに、当期末現在における時価総額及び当該投資信託財産の計算期間中における売買総額</p> <p>① (略)</p> <p>② 種類は、国債証券、地方債証券、特殊債証券、<u>転換社債券</u>及びその他の社債券の区分によりなされていること。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 当該計算期間中における売買総額は、売付け及び買付けに区分して記載され、<u>転</u></p>	<p>第2部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">2-6 投資信託財産運用報告書の記載要領</div> <p>(略)</p> <p>(3) 株式につき、銘柄ごとに、前期末、当期末現在における株数及び当期末現在における時価総額並びに当該投資信託財産の計算期間中における株式の売買総数及び売買総額</p> <p>① 株式には新株<u>予約権証券</u>を含むこと。この場合において、「株数」とあるのは「口数」と読み替える。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 銘柄別に記載されていること。 なお、国内株式（新株<u>予約権証券</u>を除く。）については、業種別に記載し、当期末の国内株式時価総額に対する業種別の比率があわせて記載されていること。</p> <p>④ 当期末の国内株式時価総額及び国内新株<u>予約権証券</u>時価総額については、投資信託財産純資産総額に対するそれぞれの比率が記載されていること。</p> <p>⑤ 当期末の外国株式時価総額及び外国新株<u>予約権証券</u>時価総額については、投資信託財産純資産総額に対するそれぞれの比率が記載されていること。</p> <p>⑥～⑦ (略)</p> <p>(4) 公社債につき、種類及び銘柄ごとに、当期末現在における時価総額及び当該投資信託財産の計算期間中における売買総額</p> <p>① (略)</p> <p>② 種類は、国債証券、地方債証券、特殊債証券、<u>新株予約権付社債券</u>及びその他の社債券の区分によりなされていること。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 当該計算期間中における売買総額は、売付け及び買付けに区分して記載され、<u>新</u></p>

換社債券の割当て、償還及び株式転換等による増減は括弧外書として記載され、かつ、その旨が注記されていること。

(略)

株子約権付社債券の割当て、償還及び新株子約権の行使等による増減は括弧外書として記載され、かつ、その旨が注記されていること。

(略)

5-12 投資法人等への許可等又は行政処分等の金融庁への協議等

(略)

5-12-3 関係行政機関の長への通知

令第101条第6項に定める関係行政機関の長に対する通知を行う場合には、以下の点に留意することとする。

- (1) (略)
- (2) 令第101条第3項各号の届出について通知を行う場合には、当月中に受理した届出の副本を翌月末日までに速やかに関係行政機関担当部局担当課宛に通知を行うものとする。

(略)

5-12 投資法人等への許可等又は行政処分等の金融庁への協議等

(略)

5-12-3 関係行政機関の長への通知

令第101条第7項及び第103条第1項の規定に基づき関係行政機関の長に対する通知を行う場合には、以下の点に留意することとする。

- (1) (略)
- (2) 令第101条第3項各号の届出について通知を行う場合には、当月中に受理した届出の副本を翌月末日までに速やかに関係行政機関担当部局担当課宛に通知を行うものとする。

(略)

5-別紙19

(A4)

(第1面)						
財務(支)局						
営業報告書集計表 (年 月末)						
1. ~2. (略)						
3. 保有有価証券等の売買状況						
(1) 有価証券の売買状況						
区 分	売 付		買 付		合 計	
	株 数	金 額	株 数	金 額	株 数	金 額

5-別紙19

(A4)

(第1面)						
財務(支)局						
営業報告書集計表 (年 月末)						
1. ~2. (略)						
3. 保有有価証券等の売買状況						
(1) 有価証券の売買状況						
区 分	売 付		買 付		合 計	
	株 数	金 額	株 数	金 額	株 数	金 額

株 券	株	百円	株	百円	株	百円
新株引受権証券						
国 債 証 券						
地 方 債 証 券						
特 殊 債 券						
社 債 券						
(うち轉換社債券)						
(うち新株引受権付社債券)						
そ の 他						
計						

(略)

(略)

7-1 信託会社等に対する証明書の発行

(略)

7-別紙2

(日本工業規格A4)

株 券	株	百円	株	百円	株	百円
新株予約権証券						
国 債 証 券						
地 方 債 証 券						
特 殊 債 券						
社 債 券						
(うち新株予約権付社債券)						
そ の 他						
計						

(略)

(略)

7-1 信託会社等に対する証明書の発行

(略)

7-別紙2

(日本工業規格A4)

特定資産等の状況（〇〇年〇〇月末現在）

〇〇年〇〇月〇〇日提出

申請者 所在地又は住所
商号

1. 特定資産の状況（総括） (略)

2. その他の特定資産の状況

(1) 有価証券の状況 (単位: 千株、百万円)

区 分	枚 数	金 額
株 券		
新株引受権証券		
国 債 証 券		
地 方 債 証 券		
特 殊 債 券		
社 債 券		
(うち 株 換社債券)		
(うち 新株 引受権付社債券)		
そ の 他		
計		

特定資産等の状況（〇〇年〇〇月末現在）

〇〇年〇〇月〇〇日提出

申請者 所在地又は住所
商号

1. 特定資産の状況（総括） (略)

2. その他の特定資産の状況

(1) 有価証券の状況 (単位: 千株、百万円)

区 分	枚 数	金 額
株 券		
新株予約権証券		
国 債 証 券		
地 方 債 証 券		
特 殊 債 券		
社 債 券		
(うち 新株 予約権付社債券)		
そ の 他		
計		

(略)

(略)

(略)

(略)